

山岡会長皆様おそろいになりましたので始めたいと思います。それでは次第に従って進めさせていただきます。その前に今年度からの県の体制について事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課）はい。私、法務文書課の大崎と申します。よろしくお願いいたします。それでは令和7年度に入りまして、法務文書課及び公文書館において体制が大きく変わっておりますので、新任の職員についてご紹介をさせていただきます。

初めに法務文書課です。私、大崎と申します。隣が、チーフの三宮、その隣が会計年度任用職員の小坂になります。3名が着任しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、公文書館のメンバーについてご紹介させていただきます。

小溝次長、堀川チーフになります。続きまして山端主幹になります。次に谷口主幹、それから武田専門員、最後に山崎専門員、以上6名が新しく着任しております。

続きまして、資料についてですが、前回2月4日に開催しました令和6年度第3回委員会の議事の確認についてでございます。事前に各委員の皆様には議事概要及び議事録を送付し、趣旨や変換の誤りがないかを確認いただいております。ご確認いただいた内容は、資料2としてお配りさせていただいております。よろしくお願いいたします。

山岡会長先ほどの事務局の説明について何かご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは議事録及び議事概要についてはこの内容で確定することといたします。それでは議事に入ります。

資料3にあります通り、公文書館長から令和7年6月26日付けで、当委員会に条例32条2号の規定による保存期間の満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄について諮問がありました。事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課）はい。今回審議の対象となりますのは令和6年度までに保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書になります。これらの公文書の移管又は廃棄について、適当であるかどうかの審議をお願いいたします。

資料5に委員会として移管又は廃棄が適当とするものがあつた場合の答申案を付けてございます。

なお、本日の審議により、別紙1及び別紙2が決定し、これまでと同様に各委員に答申案をお示しして、了承の上、答申が最終的に決定されることとなります。

お手元の保管公文書ファイル名目録の見出しの順番のとおり、公文書館から各実施機関の二次選別結果についてご説明を行います。

山岡会長それでは議事の審議に戻ります。なお移管又は廃棄する公文書については、公文書管理委員会運営要領第8条第4項に基づき、渡部委員と依田委員を指名して、実施機関及び公文書館の選別が適当であるか、事前に歴史公文書該当性の確認をしていただいております。

これから、各実施機関の保管公文書ファイルの二次選別結果について公文書館から説明させていただきますが、その後、各実施機関のファイル名目録ごとに公文書の現物確認を行っ

た二人から報告をお願いいたします。公文書館からの説明をお願いします。

公文書館ではご説明をさせていただきます。本日の委員会で審議いただくファイルは合計57,407冊で、うち当館で移管と判断しました公文書ファイルは2,563冊となっております。

諮問対象となる文書の数が非常に多く、10センチファイル2冊分を短い時間でチェックいただき、どうもありがとうございました。

資料のうち、本日お配りをしました資料4は、一次選別と二次選別の結果が相違しているファイルで、こちらについては各実施機関と公文書館等で協議した後においても選別結果が異なるファイルの一覧となっております。

また、削除ファイル一覧、修正ファイル一覧の資料を追加しております。

これら資料のうち削除ファイル一覧は、所属が延長と判断したもの、現物確認の過程で確認時間を要するために目録一式を諮問対象から外すことになったもの、保存期間が未満了である文書が含まれていたものとなっております。

修正ファイル一覧は、記載誤りにより作成年度を修正したもの、施行日前から施行日後の目録に修正したもの等となっております。

また、別紙3の継続審議と書かれた用紙は皆様お手元にごございますでしょうか。

こちらの継続審議についてですが、今回は対象となる文書が多かったこともありまして、依田委員、渡部委員に事前をお願いしている現物確認が時間内に全て終わらなかったことから、こちらに記載の所属については、次回の諮問にかけさせていただきたいと考えております。

また、県立学校における指導要録、職員会議に関する文書についても、選別の基準の整理をする必要があるのではないかという意見をいただきましたので、継続審議とさせていただきたいと考えております。

更に、新型コロナウイルス感染症に関する文書についても同様に、選別の基準の整理が必要ということで、こちらもどういったものを移管するべきなのかどうかというところを、今一度整理が必要ではないかというご意見をいただきました。そのため、今回、現物確認をしないまま、コロナ関係で当館として移管と判断しているものがいくつかございますので、それについて、継続審議という形で次回以降に審議させていただけたらと考えております。

それでは所属ごとの二次選別結果についてご説明をさせていただきます。

ドッチファイル2冊のうち、「施行日前本庁出先」と書かれた方のファイル349ページをお願いいたします。

まず初めに、経営支援課のファイルについてですが、前回令和6年度第3回の諮問分で答申後に、歴史公文書該当性の再確認を求められておりましたファイルになります。

こちらについてご説明させていただきます。1番から18番までのファイルにつきまして、前回の委員会で廃棄が適当との答申を受けましたが、その後、委員から、歴史資料として重要な情報が記録されている可能性があるとのことのご意見がございまして再確認が必要となっていたものです。

改めて、渡部委員に現物を確認していただきました結果、12番を除く全てのファイルが県内の商店街の振興に関する状況が読み取れるものとして移管の判断といたしましたのでご報告させていただきます。

それでは、12ページにお戻りください。ここから本庁の選別結果について順番にご説明させていただきます。

12ページ、広報広聴課です。117番、「令和元年度寄付金つき年賀はがき高知版贈呈式」についてです。令和元年度は、本県のイメージキャラクターであるくろしおくんの活用を強化した年であり、当ファイルは、初めて年賀はがきに採用された贈呈式関係の文書です。残念ながら実際のはがきは残っておりませんが、初の試みであったことから移管と判断いたしました。21ページをお願いいたします。21ページ、移住促進課になります。29番、「潜在層掘り起こし調査」についてです。これは、県の重要施策である移住促進の戦略策定に向けて、移住を取り巻く状況や今後の取り組み方針を策定した資料、それらをもとに高知県への移住者・移住断念者を対象に行ったアンケートの調査の集計結果がとじられていることから移管と判断をしました。

29ページをお願いします。財政課になります。46番、47番の「保存文書引継ぎ書」のファイルですが、現物を確認しましたところ、法務文書課が保管すべき文書であることが判明しましたので、今回の財政課の目録からは削除し、第3回以降、法務文書課から改めて協議することといたしました。

33ページをお願いします。112番、「スクラップアンドビルド（全庁）」についてです。県の当初予算編成に当たりまして、安定的な財政運営を図りつつ、必要な取り組みを積極的に推進するために、各部局において実施した事務事業の目標や成果の達成状況についての点検結果がまとめられたファイルであることから移管と判断しました。

95ページをお願いします。南海トラフ地震対策課になります。7番から16番にかけて、平成16年度に実施した「高知県津波防災アセスメント補完調査委託業務」に関する文書があります。これらは、津波対策の基礎となる危険箇所の把握のために実施した調査であり、南海トラフ地震による甚大な津波被害を想定し、県内の防災対策を強化するための重要な資料であることから移管と判断しました。

109ページをお願いします。在宅療養推進課です。こちらの所属は、令和3年に高齢者福祉課に設置されておりました地域包括ケア認知症施策推進室から独立しまして高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の連携を強化し、在宅療養体制の一層の充実に向けた取り組みを強化する目的で設置をされました。そのため、8番から13番に出てきます地域包括ケアシステムに関するものは、医療、介護、福祉サービス等の地域資源を切れ目のないネットワークでつなぐ重要な位置付けとみなし、これに関する文書は移管としました。

233ページをお願いします。人権男女共同参画課になります。今回、県政にとって極めて重大な事件となりましたモード・アバンセ事件に関する公文書が133番以降に多数上がっ

ております。前回の令和6年度第3回の委員会におきまして、関連する文書について、一部移管の答申も受けておりますが、今回は事件により警察に押収され返還を受けた後に、本庁舎とは別の建物で保管をされておりました公文書のうち、こちらの人権男女共同参画課分について、目録が作成をされまして、約600冊近くを移管と判断しております。

このうち、モード・アバンセ事件と同様に問題となりました、百条委員会の設置までに至った「よこはま水産事件」(※公開時は「●●●事件」と表記)に関連するものと明確に判断できるものにつきましては、「よこはま水産事件」(※同じ)に関する文書として判断をしておりますが、その他につきましてはモード・アバンセ事件により警察に押収された文書であることを踏まえまして、移管と判断しております。

次に310ページをお願いします。産業政策課になります。107番の「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」についてです。こちらの事業は、高知大学が中心となりまして、平成27年度から令和元年度までの5年間実施した事業になりますが、大学が地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を行う大学の取り組みです。県をはじめ、県内の他の大学や企業などと連携し取り組んだことから、移管と判断いたしました。

417ページをお願いします。畜産振興課になります。こちらの所属におきましては、当初諮問対象として掲載した目録のファイルの現物確認に時間を要することから、施行日前、施行日後ともに目録一式を今回の対象から外すこととしました。

427ページをお願いします。農業基盤課です。12番から14番に安芸市伊尾木地区にある農業用のため池竜王池の改修工事に関する文書があります。当時、老朽化が激しく堤防が決壊した場合には大きな被害が想定されていたことから南海トラフ地震対策に関連する文書として当館は移管と判断しておりますが、所属は廃棄と考えており、意見が相違しております。

551ページをお願いします。水産業振興課になります。70番、「新型コロナ対応 資源・漁業保全緊急支援事業 調査」ですが、作成年度が令和2年度であることから正しくは施行日後の文書となります。ファイル数、移管、廃棄の数は、施行日後の方で計上するように訂正をさせていただきます。

554ページをお願いします。103番、平成28年度から31年度「調査船運行委託関係」についてです。現物を確認しましたところ、平成30年の秋に本県で開催されました全国豊かな海づくり大会の関係行事のうち、地元漁船に加えまして、県の海洋調査船が参加するパレードに関する資料や打ち合わせ文書がつづられておりました。所属は該当するものは8ページ程度であることから廃棄と考えておりますが、四大行幸啓の一つである海づくり大会に関する文書であることから、当館は移管と判断しました。

565ページをお願いします。土木政策課になります。こちらの所属ではファイル不存在的の数が非常に多くなっております。所属に確認をしましたところ、ファイルの重複登録が多かったことが原因とのことですが、目録作成時に現物確認がしっかりとできていればこれは

防げるものと考えております。これまでも各所属に対しては、現物の有無を確認した上で目録を作成し、提出するよう作業指示をしているところではありますが、今後こういったことがないよう改めて指導をして参ります。

609 ページをお願いします。防災砂防課です。13 番以降になりますが、今回、平成 30 年 7 月豪雨などにより大きな被害を受けた箇所の災害復旧工事に関する文書が多く上がっており、それぞれ移管と判断しております。

以上、9,654 冊、うち移管と判断したファイルは 1,547 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長 それでは、渡部委員から報告をお願いいたします。

渡部委員 渡部です。ご報告いたします。その前に事務局にお伺いしたいんですけど、継続審議に属している課のものも、一応目は通したんですけど、これは省いて報告をした方がいいですか、それとも見た分については言った方がいいのでしょうか。

公文書館 こちらに記載のある所属については、省いて説明をお願いします。

渡部委員 意見相違のことにつきましては、依田委員等とお話しまして依田委員から全てご報告をしていただくことにしております。それでは、私からですが、まずは 34 ページをご覧ください。

左の番号で言うと、133 番、134 番ですが、これは財政課の関係で当初予算の見積概要の説明であります。これは自民党政調会への説明ということで、県の幹部が議会に出す予算の説明をしているんですけども、議員さんからいろんな質問やご意見が出ておまして、割と踏み込んだ話もあり、これがその後どのように、それぞれ展開していったのかというのは重要かもしれませんので、資料として残した方がいいかと思ひまして、133、134 を移管にさせていただければと思ひました。

その次が 187 ページ。187 ページの、58 番であります。高知県身体障害者福祉大会のものでありまして、平成 14 年から令和元年までそれなりの長い期間のものがとじられております。大変コンパクトにまとめられておりますし、その年々によって、障害者を巡る課題等も簡潔にまとめられておりますので、一定の期間の障害者の大会について俯瞰できる資料として残しておいてはどうかと思ひました。

その次に、370 ページ。370 ページの 33 番です。中山間総合対策本部というところでありまして。中山間対策というのは高知県の大きな中心課題でありますけれど、その農業部門についての意見交換会等の資料がまとめられたものであります。中山間対策の主管課でまとめる以前に、具体的な農業関係の意見というものが、随分反映されておりますので、これは残しておいてもらいたいと思ひます。

それと、377 ページをご覧ください。これの 45 番、46 番、一番下のところでありまして。これも同じく中山間総合対策本部会、あるいは本部会議でありまして、先ほど申し上げましたように、中山間の農業問題についての様々な資料がとじられており、大変参考になるものと思ひますので取っておいていただきたいと思ひます。

それと、444 ページ、134 番です。集約化実施計画というのがあります。これは現在、いろんな分野で集約化ということが進められておりますが、これに関して間伐の問題等を含めた平成 23 年から 26 年の間の森林の実態が比較的良好に把握でき、森林汎用図という地図もかなり含まれておりますので、これはある時期のものを把握するには大変便利なものですので、是非、取っていただければと思います。

それと、451 ページの 230 番です。「五条森林への編入綴」というものですが、これは一旦国有林化したものが民有地として県に返却されるに当たっての手續に関する文書が割ときれいに残っておりますので、一つの事例、手續事例としてサンプル的に残してはいかかかと思いました。この山林関係はあらゆるところに様々な地図が含まれておりまして、これに関係するものも重要かと思えます。

それと、同じく 451 ページの下の方に、239 番から市町村の森林整備計画書関係がずらりと並んでおります。これは、市町村ごとに、森林整備についての協議がなされて、それをまとめたものであります。国が大きな方針を決めて、次に県が大綱のようなものを決めてそれに基づき市町村が具体化をしていくということで、いくつかの予備会議的なものなどか作られ、最終的には県と協議をして、県が認可するという段階に至る資料まで高まっていくものでありますけれども、その最終部門に属する資料がここにずらりと並んでおります。

番号で言いますと、451 ページの 239 番、240 番、241 番、1 ページめくりまして、242 番、243 番、244 番、それと、ちょっと飛びまして 253 番、それと 255 番、256 番、258 番、261 番、そして 455 ページに飛びますが、287 番、それと 457 ページの 312 番、316 番、317 番です。森づくり推進課が残した 20 の市町村の森林の総合計画が分かるものとして極めて貴重だと思いますので、これは量は多いのですが残していた方がいいかと思いました。

その次ですが、532 ページです。532 ページの 14 番に漁協の「構想推進事業費補助金」というのがございますけれども、これはこの補助金制度がこの年から改正され新しく始まったその初年度に当たるようで、これは取っておくことがいいかと思えます。

次に 614 ページ、85 番。平鍋道路の災害復旧工事関係でありますけれども、これはこの表題に平成 29 とか、元年度とか書かれておりますけれども、平成 26 年度に発生した災害の関係らしく、平成 26 年度災害は大型の大規模災害と位置付けられるようでして、その復興工事に関するものとして取っておいた方がよいと思えます。現場の写真も随分入っております、かなりの斜面が崩落しているということがよく分かります。今後の災害対策を考えるにおいても重要な資料になるかと思えます。

それと、678 ページの 65 番です。港の高潮対策なんですけれども、その関係で手結港の地質調査が行われている報告書であります。業者が出した報告書で、資料は厚いものではないんですけれども、手結港などはご存じのように兼山が作った港で、おそらく今後も発掘調査だとかいろんな対象になるところがあり、その時にこの事実調査というのが何らか役に立つのかもしれないということで、これは念のためという意味も込めまして保存をしておいてもらいたいと思えます。以上です。

山岡会長 それでは依田委員お願いします。

依田委員 はい、それでは私から報告します。まず意見相違のものから行いたいので、この資料4をご覧いただくとわかりやすいかなと思います。資料4の上からいきます。

移住促進課のものですが、原課は高知市の事業だから廃棄でいいと言っているところですが、二段階移住で高知市に移住した後に県内のどこかの市町村に行くというものなので、高知市だけの事業じゃないということで、これは公文書館の意見どおり、移管が適切と考えております。

その次の移住促進課の令和元年度の高知県移住促進・人材普及センター運営会議。これが2つ続きますけれども、2分の1、2分の2、これについても県の移住施策をしているところの外郭団体のものですが、原課は、このセンターのものだからということで廃棄という話です。しかし、そうではなくて、やはり県の事業ということで、公文書館の意見どおり、移管が適切だと考えております。

その次のふるさとワーキングホリデーです。これについては実績が結構出ているものであり、創設時のものではないのですが、公文書館の意見どおり、移管が適切と考えております。

次の在宅医療推進課の日本一の健康長寿県構想のところですが。これは3つ続いております。これについては、原課は次期の構想があった年ではないということですが、毎年知事協議が行われており、結構動きがある、ということで、これは3つとも、公文書館の意見どおり、移管が適切と思ったところですが。

次の、須崎AブロックとBブロックですが、これも結構継続している重要な事業なので、公文書館の意見どおり、移管が適切だと考えたところですが。また、そのページの一番下の、高知県高知市連携会議。これも、同じくですね、地域包括ケア推進の関係の、毎年のものでありますけれども結構重要だと考えたので、移管が適切ということで問題ないと思います。

次のページの薬務衛生課の医薬分業関係です。動きがこの年も結構あったということで、これも移管が適切だと考えたところですが。

次の障害福祉課の点字図書館の関係で、3つ続きます。点字図書館は、高知市のものでありますが、県も結構関わっているということなので、これも移管が適切だと考えたところですが。3つともです。

次の県民生活課の安全安心まちづくり推進会議。これもしっかりした毎年の取り組みが行われておりますので、移管が適切だと考えたところですが。

その次の農村災害の関係が3つ続きます。この最初のもの、これについては最終の設計書でありまして、次の第1回の変更設計書とその次の第2回設計変更書となっておりますけれども、この第1回と第2回は変更途中のものであって、一番上の設計書3が最終になっており、そこに集約されるので、この1つ目の一番上のものだけが移管で、その下の2つは、原課の言うとおりの廃棄で問題ないと思ったところですが。

次の、その下の農業基盤課の農業農村整備事業、広報動画の関係です。これについては、

委託業務の書類しかなく、成果物も何もなかったので、廃棄が適当だと考えたところです。

その下、災害復旧事業計画変更ですが、これは市町村単位の割と軽微な災害のものなので、こちらも原課の言うとおりに、廃棄で問題ないと考えたところです。

次が、そのページの一番下の高知県における農地の動き。これについては、成果物もしっかりありまして、結構立派なものなので、これは公文書館の意見どおりに、移管が適当と考えたところです。

その次のページにいきまして、同じ名称で年度違いのものです。これも前年と同じで、移管が適当と考えたところです。その下の小作主事の任命ということで現物を見たんですが、結構古くからのものがありました。これについては、原課の言うとおりにだと思って、これについては、廃棄が適当ではないかと考えたところです。その下、高知県森林整備地域活動支援交付金、これは要綱の結構大きな改正があったことが載っていたので、公文書館の意見どおりに、移管が適当と考えたところです。

その下、原木増産推進関係。これについては予算は結構拡大されたときのものということがわかりましたので、公文書館の意見どおりに、移管が適当と考えたところです。

その下、素材生産事例調べについては、国のもので林野庁がまとめているもので、事例をただ単に林野庁に報告しただけの資料になっておりますので、これは原課の言うとおりに、廃棄で問題ないと思います。

その次、木材増産推進プロジェクトチーム。、実際の名称はプロジェクトチーム会議。その会議の初年度立ち上げたときのものであり、県の政策がわかるものとなっておりますので、公文書館の言うとおりに、移管が適当と考えました。

その次、高性能林業機械整備事業費補助金。これは結構大きな改正があったときのものということがわかりましたので、公文書館の意見どおりに、移管が適当と考えます。

その次、原木増産推進事業の関係のものです。これも、予算が拡大されたときの実績が入っているということで、公文書館の意見どおりに、移管で問題ないと思っております。

次の一番下です。水産物輸出促進事業費補助金。これは中を見たところ、要綱を決定した文書は入っておらず、別にファイル化されていることがわかったので、これについては、原課の言うとおりに、廃棄で問題ないと思います。

次のページにいきまして、海づくり大会。これについては、海づくり大会の最初のスタートのところ、ページ数は少ないんですけども一応付いていて、それが後々実施に結びついたものということなので、公文書館の意見どおりに移管で問題ないと思います。

その次の工事台帳。工事台帳は閲覧用のものをこれまでも移管しておりまして、今回確認したところ、閲覧用の工事台帳よりももう少し簡略化したものであり、閲覧用は別にあるということなので、これは廃棄で問題ないと思っております。

その下、本庁の最後ですけれども、高規格幹線道路の補助金ですが、中を見たところ、原課の言うとおりに、小規模な補助金であることが分かったので、これは廃棄で問題ないと考えたところです。意見相違は以上です。

あとは、意見相違以外のものをいくつか言っていきたいと思います。14ページをご覧ください。14ページの、107番ですね。くろしおくんのノベルティグッズ製作。これは結構詳細なデザイン案がついておまして、現物は確かについてはいないんですけども、結構詳細なデザイン案とか現物を作る手前までのものや、かなり精巧な下図のようなものが複数ついておりました。これは各種のグッズを作ったことがよくわかる資料だと思いますので、これは移管がいいのではないかと考えたところです。

その次のページの116番。これも「くろしおくんの着ぐるみ制作」ということで、中身を見たところ当然現物はそこについてなんですけれども、制作の過程とか精巧なサイズとか写真とか制作する決定の経緯と設計図みたいなものがついており、これはいい記録だったので、移管が適当だと考えたところです。

次が34ページお願いします。34ページの137番。「決算の関係の記者発表」というもので、その2つ上の予算の公表は移管にしてもらたんですけども、この決算の関係の記者発表、これについても同じような記者発表なので、これは移管が適当ではないかと考えたところです。

次がちょっととびまして、473ページお願いします。473ページの171番、造林事業の補助金の交付要綱、このときに結構大きな要綱の改正があったものがついておりますので、これは、移管が適当だと考えたところです。

次は476ページお願いします。230番。これも交付要綱の改正。その2つ下の232番。これも交付要綱の改正。その次のページの一番最初の234番。これも交付要綱の改正。と全部同じ年のものなんですけれども、それぞれ結構割と大きな改正があった年のものということで、移管が適当だと考えたところです。以上です。

山岡会長 234。

依田委員 234です。

山岡会長 235も要綱になってるけど。

依田委員 これは別の要綱で。

山岡会長 はい、失礼しました。それでは順次、検討していくことといたします。

まず最初が14ページ。くろしおくんノベルティグッズ製作。これは次のページの116の着ぐるみ制作と作ってるプロセスがよく分かるので残しておいた方がいいんじゃないかというご意見で、そうだろうなというふうに思いますので、これは移管ということにしたいと思います。

次は意見相違の20ページの25番。これは二段階移住で高知市だけではないということでも移管ということでよろしゅうございますか。22ページ、意見相違です。42、43番これも同じく移管するということでよろしいですかね。それから24ページ、70番。実績が出てる時のものだとということで移管でよろしゅうございますか。

それから34ページの133、134。これを前回も同じような議論やった記憶がありますが、内容がかなり詳しい突っ込んだ質問と説明があるから残した方がいいとそれで移管となっ

た気がいたしますので、同様に残すということでもよろしゅうございますか。

その次、同じ 34 ページの 137 番。135 番の予算の公表が移管になっており、同様の決算の部分なんで、それとの関係で言えば残した方がよさそうですね、ということでもよろしいですか。

それから 109 ページ、意見相違 8 番、それから 9 番、10 番なんですけども。これについては地域包括ケア推進ということで残した方がいいというご意見ですがそれでよろしゅうございますか。その次が 109 ページ 11 番、12 番。継続している事業だけれども、継続してるんですから移管した方がいいということでもよろしゅうございますか。

次は 110 ページ、13 番。これも同様に移管というよろしゅうございますかね。意見相違で 126 ページ、15 番。この時に動きがあった土地のものだから移管ということでご意見いただきます。移管でもよろしゅうございますか。

それから意見相違の 185 ページ、35 番、36 番、37 番。点字図書館についての動きが見られる目録だということで、あんまり担当者の手元資料のためというのは廃棄の理由にならないと思いますけれども、3 つとも移管ということでもよろしゅうございますか。

それから 187 ページ、58 番。かなり長期のものについての動きが身体障害者福祉大会で動きが分かるということで移管した方が適当ではないかということですが残すということでもよろしゅうございますか。

次が意見相違の 290 ページ、56 番。しっかりした内容のものであるというご意見も頂いていますのでこれも移管でもよろしゅうございますか。

370 ページ、33 番。大きな動きがあったということで具体的な農業関係についての意見交換が目的であると。これと、377 ページ、45 番、46 番も同じということ移管でもよろしゅうございますか。意見相違の 427 ページの場合は 12 番、13 番、14 番について、公文書館はすべて移管で、依田委員の方が 12 は移管で、13、14 はいらないだろうということですが、公文書館のご意見としてはいかがでしょうか。やはり 13、14 も残して欲しいということなのか、依田委員に見ていただいて 12 で構わないということなのか。

公文書館（宅間館長） 委員のご意見のとおりで。

山岡会長 12 番は移管して 13、14 は廃棄ということにいたします。次が 430 ページの 61 番。これについては、公文書館は移管ですが、依田委員の方が廃棄でいいのではないかということですが、公文書館いかがですか。

公文書館（宅間館長） 公文書館としましても、廃棄で構わないと思います。内容として、成果物いわゆるその映像があるかと思って見ておりましたが、映像がやはりなかったということもございますので、廃棄で構わないと考えてます。

山岡会長 ということにいたします。次が 433 ページ、109 番。原課の比較的大きな災害ではないのではないかということで廃棄ということでご意見を頂いておりますが、公文書館の方はいかがですか。

公文書館（宅間館長） 特に、委員の意見で間違いなく大丈夫です。

山岡会長 それでは廃棄ということで。次は 434 ページ、137 番。これについては依田委員においても移管ということでこれは移管ということでよろしゅうございますか。続いて 435 ページ、138 番。これについては、依田委員の方も移管ということできてますので、これは移管ということにしたいと思います。よろしゅうございますか。

同じく 435 ページ 142 番。原課の意見のとおり、皆さん小作主任に任命されるということで、廃棄で構わないのではないかとというのが依田委員のご意見ですが、公文書館は。

公文書館（宅間館長） はい、大丈夫かと思えます。

山岡会長 では廃棄ということでおします。次が、444 ページ、134 番。渡辺委員のご意見ですが、地図がいっぱいあるということで、私も地図が大好きなんで、これを残すということでよろしゅうございますか。

451 ページ、230 番。これも地図がいっぱいあると思って、残すということでしたと思いますよろしゅうございますかね。451 ページの 230 番とそれから 239 番。239 番から 244 番。飛んで 452 ページの 253、255、256、258、261、飛んで 455 ページ、287 番。それから 457 ページ 312 番、316 番 317 番。これについては、残すべきであるというのは渡部委員さんのご意見でそれでよろしゅうございますか。

公文書館（宅間館長） 同じ 457 ページの 310 番。こちら移管が適当ということで。

山岡会長 310 番はい。457 ページまでできました。469 ページ、127 番。予算が大きくなった時のもので、移管が適当ということでしょうか。これは移管ということでしたと思います。その下の 128 番については、依田委員のご意見では、林野庁に報告したものということで、廃棄でいいのではないかとということですが、公文書館のご意見はいかがでしょうか。

公文書館（宅間館長） 素材生産事例調べなんですけども、確認をしましたところ、実際の個別の事業者の事業の内容が記載をされているのみでございまして、特に取りまとめられたものがないということでございますので、廃棄が適当だと思います。

山岡会長 廃棄でかまいませんか。では、これは廃棄ということにいたします。

公文書館（宅間館長） 会長。453 ページの 263 番、意見の選別結果の相違の部分少しが抜けているんですが。

山岡会長 これは要綱の大きな改正であるということで移管ということで頂いてますので移管ということにしたいと思います。次が、意見相違で 470 ページ、139 番。これは初年度立ち上げた時のものであるから移管が適当ということで、これは移管でいきたいと思います。よろしゅうございますね。

それから続いて 471 ページ。要綱の改正で、大きな要綱の改正があったところなので、これは移管が適当ということです。よろしゅうございますか。

次のページの 472 ページ、163 番。これは、予算が拡大した時ということで移管が適当というふうにしたいと思います。よろしゅうございますかね。

依田委員の 473 ページ、171 番、これは、要綱の大きな改正の時なんで残すべきだという移管ということにしたいと思います。

次は476ページ、230番と232番。これも要綱の改正ということで残すということでよろしゅうございますか。

それから477ページ、234番。これも要綱の改正で大きなものだというのでこれも移管ということにしたいと思います。よろしゅうございますか。

532ページ、14番。これ補助金が改正されて初年度のものだというので移管が適当という渡部委員のご意見です。移管ということでよろしゅうございますかね。

次は意見相違で550ページ、52番。これは別ファイルのものが要綱ではあるということですが、これは残さなくてもそちらを残せばよいというのが依田委員のご意見ですが、それでよろしいですか。

公文書館（宅間館長） はい、結構でございます。

山岡会長 554ページ。これは、スタートの時のものだから、移管が適当というご意見を頂いておりますのでこれは移管ということでよろしいですか。573ページ、137番。これは閲覧用のものが別にあるということで実際はあるわけですね。これは廃棄でよろしいですかね。

公文書館（宅間館長） はい。

山岡会長 次は614ページ。渡部委員からのご意見で85番。大規模災害の時写真がかなり豊富にあるということなんでこれは残した方がいいと思います。よろしゅうございますかね。次が617ページ、12番。これも前に何かありましたよね。インターチェンジ付近の小さいものだからいらないだろうということで、依田委員さんのご意見ですと、小規模なものだからということですが、公文書館いかがですか。

公文書館（宅間館長） はい。内容を確認しましたところ、先に廃棄ということで答申いただいたものだったと全く同じで、周辺地域の小規模な修繕工事、改修工事ということで。

山岡会長 これは廃棄ということでお願いします。最後は678ページ、65番。手結漁港の昔からの地質調査をやっているんで、今後何かで使うことがあるかもしれないので念のために残しておいた方がいいだろうというのが渡部委員さんのご意見ですが。後でしまったと言われたいためには、残した方がいいように思いますが、よろしゅうございますかね。漏れはなかったですかね。

依田委員 今回分けて報告させていただきたいものがあります。このリストの239ページをご覧いただけますでしょうか。239ページの前からその後まで600ぐらいのファイルが男女共同参画課で、モード・アバンセ事件に関するものが移管になっておりまして、かなりの数のものが押収され戻ってきたということで。中身を見てみますと、この事件は政策単位で移管になるものなので移管なら仕方がないかなと思いつつ、例えばこの239ページの181番を見ると、市町村とかの同和担当者の名簿一覧がついてるだけで、これは各市町村に印刷されて配られたものだと思うので、これは、これだけで見れば全然いらぬようなものだったところなんです。あと1枚めくっていただいて、241ページを見ると、旅費の関係で、旅行命令簿とか、旅費の関係書類がいっぱい並んでいます。実際、いくつか現物を見てみた

んですけれども、これだけ見ると全然いらぬものに思える、ただ、モード・アバンセ事件にどういう関係があるかが何か全くわからないので、廃棄が適当とは何か言えなかったものです。少なくともこの担当者名簿はいらぬような気がするんですけど、この旅行命令簿とか旅費の関係書類まで移管する必要があるかがわからなくて、この場で提案させていただきました。

山岡会長これはあれでしょうね、公判提出記録だけではなくて、捜査機関において任意提出なり押収されたものが全部一括して戻ってきたという。

公文書館（宅間館長）そうです。

山岡会長だから、実はこれだけでは無味乾燥だけでも、これと比較クロスすることで分かることがあるとかっていう場合の捜査関係だとそういうものが結構あるんですけど。

おそらくだから、押収してみたものが関係ないやっというのも早く戻してくれるわけではないので、一括して戻ってくるので、おそらくそこの選別はいるんだろうけど、ある一定程度法律知識がある人間でないとおそらく選別できないと思う。

だから、その人が頼んだ、弁護士がこれいらぬ、これいるっていう、おそらく区分けしないと選別できないと。だからもうしょうがないからもう一括で移管しちゃえになったんですよ、恐らくは。おっしゃられるように、無味乾燥なものがあったってこんなもんいらぬだろうと思うけど、本当にいらぬものである可能性の方が高いことはあるだろうけど、何かの組み合わせで、非常に背景事情がそこからあぶり出されてくるとかっていうのもあるんで。ちょっと怖くて、それだけではいらぬというか、これは外していいというのはちょっと怖くてできないっていうのがおそらく実情じゃないかと思うので。どうですかね、だんだん埋まってきた時にやっぱりいらぬよって、選別する必要があるのかもしれないんですけども。捜査のある程度知識がある人間でないといけない。おそらく無理だと思います。多分、かなり責任を持って廃棄ができるって、これいらぬよって言える人がちゃんと選別しないとおそらく無理ですね。ということで全部移管になったんだろうと思います。

渡部委員歴史の立場から言えば、一括で残っているそれぞれの資料がどのような関連があるかどうか、それは最初から最後まで読まないといけないという解釈をしますので、群で残ったものはとりあえず、全部残していこうという考えをします。純粋に歴史の資料として考えた場合には、こういう場合は一括で残すというように我々は判断をします。

これは捜査の押収資料ですから、法律問題とか捜査関係の理屈じゃないと分からないかと思いますが、歴史的公文書の歴史というところを強く意識する場合には残しておいた方が安全かなと思います。

山岡会長東京地検特捜部で言うと、無味乾燥な数字からあぶり出していくというやり方をかなりするので、そういう点からいうと無味乾燥な数字だからいらぬと断言できないと思います。とりあえず今回の場合はかなり大事件ですから、周辺も含めて残しといた方が無難なんだと思います。

公文書館（宅間館長）私も正直ですね、今回相当悩んだのも事実でございます。中にはです

ね、本当に関係するのであろうかというようなものもあるのは事実でございます、特に旅費に関する書類で言いますと、この旅費（の書類）の中にはですね、結局旅行の目的といった人間とその金額が書いてあるのみで、これだけ見ると本当に分からないというわけですから。

先ほど会長もおっしゃるように、やっぱり何かを組み合わせると何か見えるかもしれないということで、我々も正直言って判断がつかなかったということが現実でございますので、移管と判断したところです。

一方で、239 ページの 181 番に関して言いますと、同和行政の担当市町村職員名簿に関しては、これはちょっと関係が、もう本当に各市町村の同和事業をやっている市町村の職員の名前を名簿にただけということでありまして、これが明らかに関係はしないのではないかな。なので、移管でもではなく廃棄でよろしいのではないかなというふうに、私どもも考えたところです。

山岡会長 1 つだけ、廃棄というものなんだろうとは思いますが、それは、もう一括して今回は分からないから残しますと。モード・アバンセの破産管財人がいればおそらく選別してこれいるでしょうっていうことを、その管財人である弁護士がやったんだろうと思いますが、そういう立場の人間がいませんので、一括全部関係ありそうなものは、端から端の方まで持っていくっていうやり方をせざるをえなかったんだろうと。

福島委員 今回は元同和对策課の書類でしょうけど、モード・アバンセの場合は、当時の商工労働部に関わってますので、そちらの方の書類も相当あるわけですね。今後何らかの形で、どっかのタイミングかも分からないですけど、選別しないと収拾がつかなくなるんでないかな。スペースの問題も出てくるでしょう。そのタイミングはいつなのかわかりませんが。どっかでは、何らかの選別をしていかなきゃいけないというのが今後課題になっていくんじゃないでしょうかね。

山岡会長 それではよろしいですかね。では引き続き、次は知事部局の出先機関の選別について説明をお願いします。

公文書館 それでは出先機関の選別結果についてご説明いたします。866 ページをお願いします。866 ページ、中央東福祉保健所になります。343 番以降に移管と判断した文書が多く続いております。これは長年所属で保管された文書のうち、他県作成の資料とか新聞記事を除きまして、本県が実施をしました保健婦駐在制に関する文書ですとか、制度開始後の地域保健行政に関するものなど重要な文書がありましたので、そちらの方が移管と判断をしています。

1396 ページをお願いします。1396 ページ、安芸土木事務所になります。175 番以降、北川道路に関する文書がありまして、四国 4 県を高規格道路ネットワークで結ぶ四国 8 の字ネットワークの一部を担う道路整備に関する文書であることから移管と判断しております。

以上、18,504 冊、うち移管と判断した場合は 553 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長 それでは渡部委員お願いいたします。

渡部委員 この部署であまりないんですけども、1221 ページの 196 番ですが、これは「ため池総括」という文書で、地震とか災害が起きた際にため池の決壊が、危惧されるということだろうと思いますけれども、幡多郡の清水と宿毛のため池の分布図等がまとめられたものでありまして、これは珍しい資料であり重要だと思います。

農業基盤課で保管ありと書かれていて、これと同様のものが農業基盤課に清水と宿毛以外のものも含めて統合されてるものがあるのか気になるところです。しかし、今までの事例からいうとあまり残っていないような気がして、これは残した方がよいという判断をしています。

それと 1303 ページ。高知の場合には林業関係のものは、かなり注意して残す方向で考えた方がいいと思っております、1303 ページの 101 番、安芸の造林関係総括というのがあります。これは安芸郡の造林の計画なんですけど、それを行うための林道で本線と抹線を引いた地図があったりして、造林の基盤となる道の整備とかがよく分かる資料でして、これは案外本課には残らない、現場で終わるような気がいたしますので、これは取っておいた方がいいかと思えます。特に安芸郡というのは、林業では重要なところですので、移管をお願いしたいと思います。以上、2 点であります。

山岡会長 では依田委員お願いします。

依田委員 それでは報告します。まず、今回のこの資料 4 の意見相違一覧をご覧ください。

資料 4 の、4 ページの中程からになります。出先機関の施行日前、最初の中央東県税事務所の業務概要。これについては、県税事務所の業務概要ですが、本庁でまとめて業務概要を持っており、そこから移管するという事なので、これは廃棄で問題ないと思えます。その下、須崎福祉保健所。これは障害者のネットワーク会議というのですが、わりと大きな変更もあったというものなので、公文書館の意見どおり移管でいいと思えます。

その下の南海トラフのマニュアル。これは南海トラフ関係のマニュアル策定なので、公文書館の意見どおり、移管で問題ないと思えます。

その下の 2 つ。農村災害というんですけども、これは上の方は結構軽いもので、土砂の運搬というものだったので、これは廃棄で問題ないと思えます。

その下の名称が同じようなものがありますが、そこに原課の意見が書いてありますけれども、入札が中止になった案件なので、これも廃棄で問題ないと思えます。

次のページに行きまして、最初の南北地区の橋の耐震工事ですね。これけっこう大きな橋の耐震工事であり南海トラフ関係といえると思えますので、公文書館の意見どおり、移管が適当と考えます。その下の洪水の関係の工事とか、池の附帯工事が 2 つあります。こちらについては、軽微なもので南海トラフ関係とは言えないと思えますので、3 つ廃棄でいいと思えます。

次が土木に行きまして、土木事務所の平成 31 年度のもの。これは設計だけの委託であり、原課が言っているとおりで、設計だけなのでこれは廃棄で問題ないと思えます。

その下の道路維持修繕工事台帳。これ工事台帳とありますけれども、実際そういうものは綴られておらず、そこに書いてあるとおり、原課の言う通りなのでこれは廃棄で問題ないと思います。

その次の、元災、これについては原課の言うとおり、顕著な災害ではないということがわかりましたので、廃棄で問題ないと思います。

次の30 災って書いてあるものですが漁港の災害復旧工事で、これも原課の言うとおり、7月豪雨はなく、小規模なものだったということなので、廃棄で問題ないと思います。

次に、須崎土木事務所のものが、その下にずっと次のページ、7ページの下まで続いているのですが、そこにあるものは全部7月豪雨ではなく、軽微なものだということなので、これについては原課の言うとおり、すべて廃棄で問題ないと思います。

8ページにいて、幡多土木事務所のものが4つ続きます。これも、原課の言うとおり、廃棄で問題ないと思っています。意見相違のものは以上になりまして、それ以外は769ページをお願いします。

769ページが一番上、41番の業務概要。これについても先ほどありましたように、県税事務所のもの。県税事務所のものですけれども、本庁でまとめて持っているのでこれは廃棄で問題ないと思っております。以上です。

山岡会長 723ページ39番。これは本庁でまとめて移管する予定ということになってますがこれはそれでよろしいんですか。

公文書館（宅間館長） 主管課であります税務課の方に確認をしましたところ、保管されているということを確認しております。廃棄で構わないです。

山岡会長 これは廃棄ということで。924ページ、137。大きな変更があった時のものということでこれは移管でよろしいですか。次は、979ページ、13番南海トラフ地震対策ということで移管ということでよろしゅうございますね。

次が1155ページ、114番。運搬工事ということでいらないのではないかとということですがいかがですか。

各委員 （了承）

山岡会長 それから同じく115番これは結局入札中止ということになったということで。これはあまり残す必要はなさそうですが、よろしいですか。

各委員 （了承）

山岡会長 その次が1165ページ、131番。大きな橋の工事ということで、これは移管ということでよろしゅうございますかね。あと、ずっと上がっているのが40から続いて、7ページの下まで66番まで。

依田委員のご意見ですと、それぞれ軽微なもの又は入札が中止されたものということで残す必要はないのではないかとことですが公文書館はそれでよろしいですか。

公文書館（宅間館長） はい。

山岡会長 1746ページの305番、306番、307番については、成果物は別途保管で成果物を

移管の予定ということで、これ自体は廃棄でいいと思いますが、公文書館はいかがですか。

公文書館（宅間館長）はい。

山岡会長では、67、68、69番、それから、70番。これは施設の老朽化対策なので地震対策ではないというのは、原課の意見ですがよろしいですか、それで。

各委員（了承）

山岡会長続いて、渡部委員がおっしゃられた1291ページ、196番。農業基盤課で全部持っているということならいらないだろうし、ただ今までの経験から言うと本課の方で無くして出先でしか残っていなかったというのもあるんで。本課が持つててからいいだろうって廃棄っていうのには踏み切りにくいんですが。

とりあえず残して本課が持つててものがあつたら、こっちを廃棄するとかってそういうことができる、できない。

公文書館（宅間館長）基本的にはできないです。

渡部委員おそらくこの内容、全部をまとめたものはないと思います。

山岡会長重複するデメリットよりは、なくなってしまったという方が多そうですから、やはり残した方が無難だと思いますがそれでよろしいですか。

次が1303ページ、101番。林道の整備の関係で地図があるということなので、なかなかないんですね、こういうのは。これは貴重な資料として残すべきだと思いますが、移管ということでよろしゅうございますかね。これは移管ということで。

では、次は公営企業局の施行日前公文書ファイルについてお願いします。

公文書館それではもう1つの10センチファイルの方をお願いします。15ページをお願いします。15ページ県立病院課です。安芸市にあります現在の県立安芸総合病院は平成24年4月安芸病院と芸陽病院の統廃合により開院しました。今回、統廃合前の、昭和40年代から平成の初期に行った工事関係の文書が上がってきております。これらのうち、設計図書や主体工事に関するもの、また、医師公舎の整備に関する書類について移管と判断しております。

以上1,874冊、うち移管と判断したファイルが59冊になります。

ご審議をお願いいたします。

山岡会長これについて渡部委員、依田委員お願いします。

渡部委員県立病院関係のいろんな資料がありまして、何を残すか何を廃棄するか迷うところでもありますけれども、29ページの一番下171番、県立病院の経営診断報告書の総括というのがありますが、1ページめくりますと、30ページに、172、173、174、175、176という連番で中央病院、安芸病院、芸陽病院、西南病院、宿毛病院それぞれの経営診断書がありました。中身が大変充実しておりまして、職員配置の問題とか、患者数の問題と建造物の課題などなどがあって、おそらくこういうものを基本としながら次の計画が立てられたのではないかと思います。ちょっと驚くべき資料でございまして、是非これは移管でお願いしたいと思います。以上です。

山岡会長依田委員お願いします。

依田委員では報告をいたします。22 ページをご覧ください。22 ページの 82 番。県立安芸病院の改築工事。病院の改築ということであれば、大きな工事になりますので、これは移管が適当だと考えております。

同じページの 87 番。安芸の医師の校舎用地取得なので、県有の用地取得なので移管が適当だと考えております。

次のページ 23 ページの 97 番。安芸病院等の用地整備事業ということで、これも用地整備になりますので、移管が適当だと考えております。以上です。

山岡会長 それでは 22 ページ、82 番。病院の改築工事なので、大きな工事で残しましょうということで残した方がいいと思いますので移管。それから 87 番と 23 ページの 97 番用地の取得、これ用地の整備ということでこれも残した方がいいということで移管でよろしいですかね。

次が 29 ページ、30 ページの経営診断、各病院に対しての、171 から 176 まで、中身も充実してるということでこれは残すべきだと思いますので移管ということにしたいと思います。よろしゅうございますかね。以上、公営企業局を終了いたします。

それでは教育委員会をお願いします。

公文書館 それでは教育委員会事務局の分なんですけど、冒頭にご説明させていただきましたとおり、教育委員会事務局のうち、教育政策課、教職員福利課、幼保支援課、小中学校課、教育センター分については現物確認がすべて終わってないということで継続審議とさせていただきたいと考えておりますので、それらを除いた部分で両委員からご報告をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

山岡会長 ということで 71 番と 72 番はやらないということ。教育政策課だから。

公文書館（宅間館長） はい、そのとおりです。

山岡会長 渡部委員の方からお願いします。

渡部委員 リストで気になったのは小中学校課ですので、今回は先延ばしということとなりますと特に今のところ意見ございません。

山岡会長 では依田委員の方からお願いします。

依田委員 230 ページの 84 番ですけれども。これは図書館の委託料ということですけど、これ意見相違のリストの中に入っていて 9 ページの一番上に載っているものです。これは、公文書館は廃棄でいいと言っているのですが、原課が移管するという珍しいものです。実際のもを見て、そんなに大したものが入っているわけではないので、廃棄で問題ないと思ったところ。以上です。

山岡会長 原課の意見も、オーテピアの管理等に係る経費と同じ公文書であるという、これが残すべきという理由になるのがどうも腑に落ちない。

公文書館（宅間館長） おそらく、原課の判断としては、昨年も移管をしているので、同じような文書であれば、今回移管すべきであろうという判断を下したようではありますが。私ども現物を確認をいたしましたところ、昨年度、移管された文書と比較してもですね、結局、中

身が変わっているわけではございませんので、前年度の内容を踏襲した形で、委託料が契約されているという状態でしたので、特に歴史的な価値があるというものではないと考えて、廃棄と考えたところです。

山岡会長ということだと廃棄で構わないというふうになりますますがよろしゅうございますかね。

各委員（了承）

山岡会長それではそのようにいたします。県立学校は今日はやらないんですよ。

公文書館県立学校の方は指導要録、職員会議に関する書類については、改めて、ここで選別、整理が必要ではないかということで、それ以外のものについては審議させていただきたいと考えております。

山岡会長はい。では県立学校お願いします。

公文書館それでは413ページをお願いします。413ページ、城山高校です。今回、工事に関する文書が多く上がってきております。135番のプール、136番の体育館兼講堂の新築工事に関するものですか、ページ少し飛びまして416ページには、157番から162番にかけて学校施設の平面図がありまして、当時の学校の様子分かる文書であることから移管と判断いたしました。

以上、9,924冊、うち移管と判断したファイルは130冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長それでは渡部委員お願いいたします。

渡部委員この分野は私は特に意見がございません。

山岡会長では依田委員お願いいたします。

依田委員624ページをお願いします。46番。意見相違しているものですが。これは公文書館が議会のものなので移管と言っているところです。中身を見たところ、この総務委員会というものの中なかでは、議会对応とかはしていなくて、議会对応で移管となるものには該当しないということが判明したので、これは、原課の通り、廃棄で問題ないと思ったところです。

山岡会長それでは46番ですが、内容を確認いただいたら議会对応ではないので廃棄でいいのではないかとありますが、公文書館のご意見は。

公文書館（宅間館長）はい。

山岡会長それではこれは廃棄ということだと思います。

それでは次、行政委員会についてお願いします。

公文書館868ページをお願いします。868ページ、選挙管理委員会、25番県議会議員選挙の記録を移管と判断しました。

次に874ページをお願いします。人事委員会事務局です。こちらは66番、例題公表につきまして、職員の試験問題に関する会議であり、移管と判断しました。

次に、882ページ、お願いします。労働委員会事務局です。92番から96番について、労

働委員会、労働争議の調整、不当労働行為の救済申立に関するファイルであり、移管と判断しました。

次に 883 ページをお願いします。収用委員会事務局は、15 番の業務概要のファイルに移管としました。

以上、254 冊、うち移管と判断したファイルは 19 冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 意見ございません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 877 ページご覧ください。877 ページの 2 番。これは全労委の関係の連絡協議会で、設立 20 周年の記念誌というものですが、これはその冊子をまとめたものが入っているんですけども、高知県のものではなくて、多分高知県が全国のものを受け取ったものなので、これは廃棄で問題ないと思ったところです。

同じページの 8 番の申し合わせ、制度とかの申し合わせ、これ結構古いもの。昭和 41 年、もう 50 何年も保存されていたものですけども。一応引き継ぎ書というか、あっせん員とかが異動するときに申し合わせた内容だと思われるので、結構重要ではないかということで、これ公文書館のいうとおり、移管が適当ではないかと考えたところです。以上です。

山岡会長 元労働委員会の公益委員として、この使用者委員連絡協議会というのは全労委自体というよりも、その前に各側で打ち合わせをしたりとか、だから公益委員は何か講演会聞いてっていう。労使の委員さんたちはそれぞれ集まって会議をするということで、あんまり高知県が何かをしたとかっていう会議ではないので残す必要はないと思います。だから廃棄でいいと思います。

それからこの申し合わせですけども、これも任期が来るたびに申し合わせをしているので古いから残してもいいかなという気はしますけども、どうなんですかね。

公文書館（小溝次長） はい。58 年、残しているのですが、ちょっと確認をしましたが、労働者委員が傍聴に関するところとか記録に残すところについては、申し合わせ時に反対をしておりまして、それが最終ページに書いておりましてそれが今日まで紙として引き継がれておりますので、予定調和になったものではないので記録として置いておくべきかと思いました。不当労働行為に関する審査の手順なんですけれども、一部反対したことをメモ書きが最後残されておりましたので。

山岡会長 なるほど。普通は別に異論なく、新しい任期が来た時に申し合わせをするんですが、この時だけは反対が出たので、残しておいたという経過概要でございますんで、一応残す価値はあると思いますんで、これは移管としたいと思います。よろしゅうございますか。

各委員（了承）

山岡会長 そういう反対する人がいたのか。知らなかった。かなり長く委員やりましたけど、皆さん、別にいろんなことというのがずっと続いております。

そうしましたら、次は公立大学。

公文書館 891 ページをお願いします。高知県立大学の 5 番、それから次のページの 26 番の高知学長会議のファイルに移管としました。

以上、1,749 冊、うち移管と判断したファイルは 3 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長では、渡部委員。

渡部委員特に意見ありません。

山岡会長依田委員お願いします。

依田委員私も特にありません。

山岡会長それでは次に移りたいと思います。施行日後の本庁に移りたいと思います。お願いします。

公文書館 1061 ページをお願いします。1061 ページの工業振興課です。5 番と 6 番のファイルにつきましては、令和 5 年度第 3 回の委員会で、歴史公文書該当と答申を受けた後、誤廃棄したものを一部復元し文書になります。

復元後のファイルにつづられた情報とファイルの名称が一致しないために、こちらの 5 番、6 番の文書につきましてはファイル名を変更しまして、今回改めて協議に上がってきているもので、いずれも移管と判断しております。

また、1085 ページをお願いします。畜産振興課につきましては、所属において現物確認に時間を要することから、前もご説明させていただきましたが、こちらの施行日後につきましても、今回の対象から外すことといたしております。

以上、1,768 冊、うち移管と判断したファイルが 46 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長渡部委員お願いします。

渡部委員 1097 ページをご覧くださいませ。ここにある 3 番。治山林道課の民有林林道当関係各種調査というのがございます。これは全市町村の林道台帳の原稿を含むものですが、現況の一覧もあって、主に切り出し等で使う林道の当時の様子が県内全てが分かるという貴重な資料だと思いますのでこれは残していただきたいと思います。

それと、1119 ページの下の方にあります 16 番です。河川事業の概要関係資料というのがあって、これはこの年か前年か分かりませんが、河川事業について全部まとめたきちんとした印刷物の成果品プラス画像とか、DVD がセットで残っていて、これは完成品として残す必要があると思いますので、移管にしてもらいたいと思います。以上です。

山岡会長依田委員お願いします。

依田委員はい。1123 ページをお願いします。1123 ページの 9 番、これ意見相違しているものですが、高知松山自動車の関係で国の事業ではあるんですけども、県内でも結構大きなイベントもあって、知事の挨拶とかもここで行われて、結構重要なものが入っている。ということなので、公文書館の意見どおり、これは移管でいいと思いました。以上です。

山岡会長それでは、1097 ページ、3 番。これが県内のまとまったものが残っているという

ことなので、相当貴重なものだと思うのでこれは移管が適当だと思います。よろしゅうございますかね。1119 ページの 16 番。これも河川事業についての印刷物と DVD があると思いますので、これも移管が適当と思われます。よろしゅうございますかね。

1123 ページ、9 番。時々見かけるのが、県がやったわけじゃないから残す必要がないという、そういう理由づけが所管の方から来るんですけど、ここは誤解なので、誰が主体であるかじゃなくて歴史的価値があるかどうかで判断するので、そういう理屈づけをできるだけやめてもらいたいと思いますが。先ほど言われたように知事の挨拶文とか残ってるということですから、これは移管が適当だというふうに思います。よろしゅうございますか。

各委員はい。

山岡会長それでは次、施行日後の出先機関をお願いします。

公文書館1297 ページをお願いします。1297 ページ、土佐清水漁業指導所になります。

3 番、四万十川下流藻類養殖につきまして、近年、四万十川下流における青のりの不作が続いており、養殖の復興に向けた取り組みが分かる文書であることから、移管と判断しました。

以上、2,121 冊、うち移管と判断したファイルは 23 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長渡部委員をお願いします。

渡部委員意見ございません。

山岡会長依田委員をお願いします。

依田委員ありません。

山岡会長それでは次が施行日後の公営企業局をお願いします。

公文書館施行日後の公営企業局につきましては、全て 119 冊廃棄と判断しております。ご審議をお願いいたします。

山岡会長渡部委員をお願いします。

渡部委員公文書館のとおりで結構です。

山岡会長依田委員をお願いします。

依田委員特にありません。

山岡会長それで、次は教育委員会をお願いします。

公文書館1355 ページをお願いします。特別支援教育課 1355 ページになります。14 番、学校要覧につきましては、各県立特別支援学校の概要が分かる冊子であることから、移管と判断しました。

以上、689 冊うち移管と判断したファイルは 1 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長渡部委員をお願いします。

渡部委員意見ございません。

山岡会長依田委員をお願いします。

依田委員 ありません。

山岡会長 次が施行日後の県立学校をお願いします。

公文書館 1593 ページをお願いします。高知海洋高校です。高知海洋高校につきましては、新型コロナウイルスまん延期でありました令和2年度から令和4年度まで、学校活動が分かる文書が上がってきております。そのため、新型コロナウイルスまん延期の学校活動の対応変化が分かる文書として、当館は移管と判断しておりますが、意見相違となっております。

以上、7,572 冊、うち移管と判断したファイルが 58 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 私が気になったのは特にありません。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 意見相違が結構ありますので、意見相違一覧を見ていただけますでしょうか。意見相違のうち、会議録は外します。ナンバーで 98、1595 ページの 40 学校行事（生徒）と書いてあるところです。これは、公文書館はコロナではないかということでしたが、中身を見たらところコロナに関する文書は含まれていないという原課の意見どおりだったので、これは廃棄で問題ありません。

次のページの修学旅行、その下のクラブ活動、体育部活動、文化部活動、学校行事、次のページ、最終ページの体育部活動と文化部活動。いずれも、原課の意見どおりで、コロナは含まれていないとか、教育委員会からの通知文書だけとかコロナについては含まれておりませんでしたので、すべて廃棄で問題ないと考えたところです。

次が 1597 ページをお願いします。1597 ページの 72 番、73 番。体育部活動、文化部活動。これについて特にコロナというものはなかったもので、これは廃棄でいいのではないかと考えたところです。

次が 1603 ページをお願いいたします。1603 ページの 169、170。これについてもコロナではないかということだったのですが、中身を見たところ、コロナではなく、ただ単に教育委員会からの通知を受けたものだけだったので、これも廃棄で問題ないと思ったところです。

次が 1715 ページをお願いします。1715 ページの 7 番、学校行事というものですが、これもコロナで移管になるようなものではなかったもので、これは廃棄で問題ありません。

次のページ、1717 ページの 40 番。体育部活動これもうこれもコロナで移管になるようなものではありませんでしたので、廃棄で問題ないと思います。

次、1719 ページ、79 番です、一番下ですね、体育部活動。これもコロナで移管になるようなものではありませんでした。

その次のページの一番上、同じ続きものなので、同じくコロナで移管になるようなものではなかったということです。以上です。

山岡会長 全体としてそのコロナだから自粛しますと書いてなくても、例えばいつものクラブ活動に比べると遠征が少なくなるとか、比較すればコロナの影響が出てくるとかそういう

うものはないと。

コロナだからやめましたとかじゃなくても、例えばクラブ活動で、本来の学校から、県立学校全体の参加するような大会じゃなくて、どこかの高校生に限定されない大会がいつもは出てるんだけど、コロナの時だけ参加しなかったから比較すれば分かるとかそういう意味で移管するとかっていうことではない。ここで書かれたように整理されてるのでは、どう読めばいいのか。

公文書館（宅間館長） 私ども改めて内容を確認いたしました。当時そういったものを含めて分かるのかなと思っていて思いましたが、中にとじられている資料がいわゆる外部の遠征届といったような書類がとじられているだけなんです。

その比較をする、できるような資料がとじられていないということで、それを見るだけで判別するというのが困難な状況であったことと、あと、我々が期待をしていたのは、コロナであるんだから、学校の方として何らかのクラブ活動に当たっての意思決定をしているのではないかというふうな観点で移管と判断したんですが、そのような書類が見当たらない状態でございまして、単純に遠征に対しての許可を出しただけというような状況でほとんどコロナっていうのは、見えないっていうことで、廃棄もやむを得ないのかなと考えたところです。

山岡会長 コロナの時だから重複してたけど今年はコロナが収まったから出かけましようっていうようなそういう書類もないわけで。ということだとあんまり残す意味はなさそうですね。

それでは順次見ていきましょう。そうするとコロナの記載がないということでいきますと、98、99、100、101、102、103、104、105、106、108、111、112については廃棄ということではよろしゅうございますかね。それから次依田委員からお話がありましたことであると、1597 ページの 72、73。1603 ページの 169、170。1715 ページの 7 番。1717 ページの 40 番。1719 ページの 79 番。1720 ページの 80 番。

これらについてはいずれも廃棄ということではよろしゅうございますかね。

各委員（了承）

山岡会長 次は行政委員会をお願いします。

公文書館（宅間館長） 1601 ページの 137、139、141 とありますが、これについてはいかがなんでしょうか。

山岡会長 番号順に読んだので、講座の関係は全て廃棄です。簡略化したつもりで、逆に通し番号で読んでしまいました。

福島委員 さらに確認ですけど 1593 ページ、一番最初に公文書館の方から移管にしましたと報告がありました海洋高校の 2 番ですね、移管のままで大丈夫ですか。

公文書館（宅間館長） そうですね、はい。

山岡会長 それから、次の行政委員会をお願いします。

公文書館 1847 ページをお願いします。人事委員会事務局です。人事委員会事務局につきま

しては、給与制度の推移、人事委員会業務概要の冊子を移管と判断しております。

次に 1849 ページをお願いします。労働委員会事務局です。労働委員会事務局は、8 番の労働委員会活動記録を移管としております。

以上 30 冊うち移管と判断した場合は、3 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 意見ありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 最後に公立大学法人お願いします。

公文書館 1857 ページをお願いします。高知県立大学になります。56 番に立志社中の活動成果報告に関する文書があり、こちらも移管と判断しました。

以上、91 冊、うち移管と判断したファイルは 1 冊になります。ご審議をお願いいたします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 意見ありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 私もありません。

山岡会長 それでは、今回諮問された全ての実施機関のファイル名目録について審議が終了しました。答申はこれから作ります。

〈休憩〉

事務局（法務文書課） 理由欄にはまた改めて確認をお願いしますので、ファイル名の確認をお願いいたします。

〈各委員確認〉

山岡会長 労働委員会のところで目についたんですが、高知県の判例等は含まれないではなく、高知県の事例は含まれていないとしてください。判例の問題ではない、事例。

それでは皆様、ご確認頂けたでしょうか。これは審議の結果、歴史公文書等に該当するので移管が適当であるものが別紙 1、廃棄が必要であるものが別紙 2 ということになっておりますので、ご確認をお願いします。

〈各委員確認〉

事務局（法務文書課） 後ほど理由については確認をお願いしますのでこの場では、ファイル

名の確認をお願いいたします。

山岡会長 よろしゅうございますかね。

〈各委員了承〉

山岡会長 それでは、高知県公文書等の管理に関する条例第32条第2号の規定により、当委員会に諮問された、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄については、審議の結果、別紙1の公文書ファイルについては移管が適当、別紙2の公文書ファイルについては廃棄が適当、別紙3は継続審議が適当として答申することとします。

事務局（法務文書課） 答申案は会長と協議の上、決定し、公文書館長に答申書を発出いたします。答申書の写しは各委員に送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

山岡会長 それでは議事はこれで終了して、その他の第2回公文書管理委員会の日程について説明をお願いします。

事務局（法務文書課） 次回の開催日程につきましては、前回の委員会の方でも、日程調整させていただきましたけれども、来月8月5日火曜日14時から16時30分をお願いいたします。なお依田委員、それから渡部委員におかれましては、今回と同様に、事前に歴史公文書の該当性の確認の方をお願いすることになろうかと思っておりますのでご予定の確保の方お願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、次回の第2回委員会の資料にもなりますので、事務局で作成した後、各委員の方に確認の方お願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

山岡会長 よろしゅうございますか。次回の開催に当たっては、事務局から開催通知をお願いします。それでは、これで本委員会を終了したいと思います。お疲れ様でした。